

橋本市空き家移住応援補助金（空き家購入）

橋本市でのお試し暮らしや移住に際し、わかやま住まいポータルサイト、又はすみよし不動産空家バンク（橋本市空家バンク）に登録されている物件を購入する場合に補助金を交付します。この機会にぜひ、橋本市への移住をご検討ください。 ※橋本市移住相談窓口事前に相談して下さい。(0736-33-6106)

補助金名称	補助金額
空き家移住応援補助金 (空き家購入)	最大：20万円 【空き家の購入費用の1/2】 ※若年夫婦の場合10万円加算（※夫婦いずれか申請日現在で満40歳未満）

◆補助対象要件

【対象住宅】

- ・わかやま住まいポータルサイト、又はすみよし不動産空家バンク（橋本市空家バンク）に登録されている物件であること
- ・令和4年4月1日から令和9年3月31日の間に売買契約等及び所有権の登記を完了していること
- ・申請者の住宅の持ち分が1/2以上であること。（夫婦の場合は夫婦の持ち分が1/2以上）
- ・住宅の用に供する建物で床面積（併用住宅においては居住部分の延床面積）が50平方メートル以上であること

【対象者】

- ・世帯員の一人が上記サイトまたはバンクの情報利用者登録等の閲覧申請を行っていること
- ・世帯全員が転入後2年を経過しないこと（申請日時点）
- ・世帯全員が転入前2年間本市に住民登録がないこと
- ・世帯全員が対象住宅の所在地に住民登録をしてから3ヶ月以上経過していること
- ・世帯全員が市税等の滞納がないこと（18歳以上）
- ・世帯全員が過去にこの補助金の交付を受けていないこと（転入夫婦新築住宅取得補助金含む）
- ・次のア又はイ、及びウ又はエに該当していること
 - ア) 移住コンシェルジュが主催し、又は参加するイベント等への参加を経て、市への移住に至ったこと
 - イ) 移住・定住に関する情報発信に係る取材に協力すること
 - ウ) 自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と強調する活動を継続して行うよう努めること
 - エ) 地域活性化に寄与する活動を継続して行うよう努めること

◆申請方法・期間

- ・所有権の登記を完了後1年以内に申請して下さい。 ※申請時には、印鑑をお持ちください。
- ・申請書に必要書類を添付し、直接下記受付窓口へ申請してください。（郵送による受付は行いません。）
- ・補助対象要件から令和10年3月31日まで（土・日・祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分）

【添付書類】

添付書類	取得場所	備考
取得費用が確認できる書類	売買契約書、工事請負契約書等	契約日、契約者、契約金額及び物件の所在地が分かるもの
建物登記簿の全部事項証明書	和歌山地方法務局橋本支局	
世帯全員の住民票の写し	橋本市役所 市民課	本籍・続柄記載されたもの
世帯全員の住民票除票等	転入前の市町村役場など	転入前2年間分の住所がわかるもの
世帯全員の市税完納証明書等 (18歳以上)	橋本市役所 税務課もしくは、 転入前の市役所・町村役場など	滞納がないとわかる証明書 ※課税がなければ非課税証明

※建物登記簿全部事項証明書、住民票の写し、市税完納証明書等はいずれも発行日から1ヶ月以内のもの コピー不可

※若年夫婦の場合、夫婦とわかる書類（住民票続柄記載のもの等）の添付

申請受付窓口・問い合わせ先

橋本市移住相談窓口（橋本市 経済推進部シティプロモーション課交流定住係内）

電話：0736-33-6106（直通） 電子メール：chiikisn@city.hashimoto.lg.jp

